

第4章 食育の推進

1 食育の定義

「食育」とは、

- ・ 生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ・ 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

と食育基本法において定義されています。

2 基本方針

これまでも、食育については、食生活改善、学校給食、地産地消や食の安全・安心の確保等の観点から、様々な取組を行ってきました。

こうした取組をさらに広げ、本県における食育を総合的・計画的に推進していくため、基本方針を、次の2点とします。

○ 基本方針1

家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野の関係者が連携して食育に取り組み、生涯にわたって健全な食生活を実践できる人づくりを推進する。

本県は、平成16年山梨県が実施した健康寿命実態調査において、「健康寿命日本一」となりました。

しかし、本県においても朝食の欠食や食事バランスの崩れが見られ、生活習慣病が増加しています。また、食に関する情報の氾濫や料理をする機会が減少していることもあり、健全な食生活に欠かせない食に関する知識や判断力が低下していると言えます。また、食料の生産や加工現場等に、直接ふれることができる機会の減少は、食を大切にする「もったいない」という精神を薄れがちにしています。

このため、食に関する正確な知識や的確な判断力を身に付ける人を育てるとともに、様々な食に関する体験や経験を通して、食に関する感謝の念や理解を深めていく活動が必要です。

特に、子どもの時期は、食を大切にすることや食を楽しむ心を育てる上で、重要な時期です。家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野の関係者が食育に果たすべき重要な役割について意識の向上を図り、それぞれが密接に連携し、家庭での食事や学校等での給食の時間、親子で参加する体験活動等を推進し、子どもが楽しく食の大切さについて学ぶことができる機会を提供していく必要があります。

健康寿命日本一を維持していく上からも、次世代を担う、若年層を中心に、「食」に関する知識や「食」の大切さを伝え、生涯にわたって健全な食生活を実践できる人間を育てていくことを基本方針とします。

○ 基本方針 2

「食」の安全が保たれるとともに、豊かな自然、豊富な特産物、固有の食文化等を生かした、「食」を安心して楽しむ心豊かな社会の実現を図る。

本県は、富士山・南アルプス連峰等の山々を始めとして、豊かな自然に恵まれるとともに、降水量が少なく寒暖の差が大きい気候を生かした果樹を始めとする豊富な農林畜水産物が生産されています。また、その風土により「ほうとう」等の郷土料理も生まれました。

本県の特色の一つに、食事に費やす時間が、一日平均1時間46分と、全国で最も長く（2001年総務省調べ）、1986年から5年ごとに行っている調査でも、連続して全国一となっていることがあげられます。これは、食事を家族や会食しながら交流する集まり「無尽会」等の仲間とゆっくり楽しみ、空いた時間ではなく、きちんととる習慣が根付いているからだと考えられます。このような食文化や食習慣を継承していくことが必要です。

また、地元農林畜水産物を地元で消費する地産地消の取組等を通じて、生産者と消費者の交流や相互の信頼関係を構築する必要があります。

更に、豊かな自然を背景として、観光客に収穫の喜びと新鮮な果実等を提供する、ぶどう狩り等も盛んに行われています。このような特性を生かした都市と農村の交流も一層推進していく必要があります。

食品の安全性に関する幅広い情報の提供や行政、関係団体、消費者等相互の意見交換を積極的に行うとともに、環境と調和のとれた農林畜水産業の活性化を図り、環境への負荷の低減や持続可能な食料の生産及び消費等が図られるよう配慮することも必要です。

食育の推進には、県民一人ひとりが食育の意義や必要性を理解することが大切です。家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野で、県民運動として食育の推進を図り、「食」を安心して楽しむとともに、豊かな食生活が享受できる社会の実現を図ることを基本方針とします。